

〇つくば市屋外広告物条例施行規則

平成24年8月7日

規則第44号

改正 平成27年3月31日規則第26号 平成29年3月31日規則第29号
令和元年7月11日規則第6号 令和4年3月31日規則第45号
令和4年5月24日規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、つくば市屋外広告物条例（平成24年つくば市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 表示面積 1の広告物の表示に係る1の面の面積をいう。
- (2) 表示総面積 1の広告物の表示面積の和をいう。
- (3) 合計表示総面積 住所、事業所、営業所若しくは作業所又は営業の用に供する物件に表示する広告物の全ての表示総面積の和をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(令元規則6・一部改正)

(広告物等の種類)

第3条 条例第2条第2号に規定する広告物等の種類は、別表第1に定めるところによる。

(許可地域)

第4条 条例第5条の規則で定める地域は、第1種地域、第2種地域、第3種地域、第4種地域及び第5種地域とする。

2 第1種地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

(2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号の規定による国定公園の区域

3 第2種地域は、第1種地域以外の地域で次に掲げる地域とする。

(1) 筑波研究学園都市建設法（昭和45年法律第73号）第2条第3項に規定する研究学園地区及びその周囲250メートル以内の区域

(2) 都市計画法第11条第1項の規定により定められた道路の敷地境界から250メートル以内の区域

4 第3種地域は、第1種地域及び第2種地域以外の地域で道路及び鉄道に接続する地域のうち、市長が告示により指定する区域とする。

5 第4種地域は、第1種地域、第2種地域及び第3種地域以外の地域で都市計画法第8条第1項の規定により定められた用途地域のうち、第一種住居地域及び第二種住居地域とする。

6 第5種地域とは、第1種地域、第2種地域、第3種地域及び第4種地域以外の地域をいう。

（許可の基準）

第5条 条例第5条の規定による許可は、表示し、又は設置しようとする広告物等が次に掲げる基準に適合する場合に行うものとする。

(1) 第1種地域、第2種地域又は第3種地域においては、自家広告物等でなければならないこと。

(2) 自家広告物等にあつては、合計表示総面積が別表第2に定める基準に適合するものであること。

(3) 地上から広告物等（壁面利用広告及びアドバルーンを除く。）の上端までの高さが31メートル以下であること。

- (4) 広告物等の裏面、側面、脚部等については、広告物の表示面と調和した塗装をするなど良好な景観に配慮されていること。
- (5) ネオン管その他の照明を使用する広告物等にあつては、昼間における良好な景観の維持に必要な対策を講じられていること。
- (6) 第1種地域又は第2種地域においては、表示総面積が別表第3に定める基準に適合すること。
- (7) 別表第4に定める基準に適合すること。

(基準の特例)

第6条 都市計画法第19条第1項又は同法第21条第1項の規定による用途地域又は道路に関する都市計画の決定又は変更があつたことにより次の各号のいずれかに該当するときは、当該都市計画の決定又は変更があつた地域に現に適法に存する広告物等に係る前条の基準の適用については、当該広告物等の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数をいう。）が満了する日までの間（当該都市計画の決定又は変更があつた日における耐用年数の残存期間が3年未満のものにあつては、3年間）は、なお従前の例による基準により広告物の表示等を行うことができる。

- (1) 第5種地域であつた地域が第1種地域、第2種地域、第3種地域又は第4種地域となつた場合
- (2) 第4種地域であつた地域が第1種地域、第2種地域又は第3種地域となつた場合
- (3) 第3種地域であつた地域が第1種地域又は第2種地域となつた場合
- (4) 第2種地域であつた地域が第1種地域となつた場合

(適用除外の基準)

第7条 条例第6条第1項第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第5条第3号から第5号までの基準に適合すること。
- (2) 別表第4に定める基準に適合すること。

(3) 合計表示総面積が1平方メートル以下であること。

2 条例第6条第1項第5号の規則で定めるものは、次に掲げる施設又は物件とする。

(1) 防犯灯

(2) ベンチ

(3) くず入れ

(4) 吸い殻入れ

(5) 花壇

(6) フラワーポット

(7) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する施設又は物件

3 条例第6条第1項第5号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 寄贈者名等を表示する部分の面積がその表示に係る施設又は物件の表示に係る面の面積の20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル（その表示に係る面の面積が5平方メートル未満の場合は、その面積の4分の1以下で、かつ、0.25平方メートル）以下であること。

(2) 表示箇所が1の施設又は物件につき1か所であること。

(3) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。

4 条例第6条第2項第1号の規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する広告物等とする。

(1) 表示し、又は設置する期間が7日以内の広告物等

(2) 冠婚葬祭その他これに準ずる年中行事のための広告物等であって、表示し、又は設置することが慣習として一般に認められているもの

5 条例第6条第2項第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 表示総面積が15平方メートル以下であること。

(2) 車体の窓その他のガラス部分には表示しないこと。

(3) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。

6 条例第6条第2項第8号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 表示面積が5平方メートル以下であること。

(2) 信号機から5メートル以上離れていること。

7 条例第6条第2項第9号の規則で定めるものは、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）の規定による救急病院又は救急診療所（以下この項において「救急病院等」という。）が救急病院等であることを表示するための広告物等又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による学校がその名称を表示するための広告物等であって、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものとする。

(1) 合計表示総面積が15平方メートル以下であること。

(2) 自家広告物等であること。

(3) 点滅する照明を使用しないこと。

8 条例第6条第3項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第5条第3号から第5号までに定める基準に適合すること。

(2) 別表第4に定める基準に適合すること。

(3) 合計表示総面積が次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める面積以下であること。

ア 条例第3条の規定により広告物の表示等を禁止する地域、条例第4条の規定により広告物の表示等を禁止する物件又は条例第5条の規定により広告物の表示等に許可が必要な地域（以下「許可地域」という。）のうち、第1種地域、第2種地域若しくは第3種地域に表示する場合 5平方メートル

イ 許可地域のうち、第4種地域又は第5種地域に表示する場合 10平方メートル

9 条例第6条第4項の規定による許可は、広告物が第7条第5項第2号及び第3号に掲げる基準に適合する場合に行うものとする。この場合において、条例第9条の規定は、当該許可について準用する。

10 条例第6条第5項の規定による許可は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する場合に行うものとする。この場合において、条例第9条の規定は、当該許可について準用する。

(1) 近隣店舗等案内広告 次に掲げる基準

ア 次の(ア)及び(イ)に掲げる店舗等（店舗、工場、事業所その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該(ア)及び(イ)に定める基準

(ア) 市内に存する店舗等 店舗等の案内誘導を目的とする広告物等であること。

(イ) 市外に存する店舗等 広告物の表示等をしようとする場所から10キロメートル以内の場所に存する店舗等の案内誘導を目的とする広告物等であること。

イ 表示面積が2平方メートル（3以上の店舗等が共同して表示し、又は設置する場合は、5平方メートル）以下であること。

ウ 地上から上端までの高さが3メートル（3以上の店舗等が共同して表示し、又は設置する場合は、5メートル）以下であること。

エ 設置個数が1店舗等につき3個以下であること。

オ 表示する内容が、名称、方向、距離等案内誘導のために必要最小限の内容であること。

カ 信号機から5メートル以上離れていること。

キ ネオン管を使用しないこと。

ク 点滅する照明を使用しないこと。

ケ 回転灯を使用しないこと。

コ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。

サ 表示面積の4分の1を超えて彩度（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格Z8721に規定する彩度をいう。以下同じ。）が8を超える色彩を使用しないこと。

シ 広告物の見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先が明示されていること。

(2) 電柱袖付広告 次に掲げる基準

ア 縦が1.25メートル以下であり、横が0.45メートル以下であること。

イ 地上から下端までの高さが次のとおりであること。

(ア) 車道及び歩道の区別がある場合 2.5メートル以上

(イ) 車道及び歩道の区別がない場合 4.5メートル以上

ウ 車道及び歩道の区別がある道路において車道部分と歩道部分の境に位置する電柱又は街灯柱に取り付ける場合は、歩道部分に向けて突出すること。

エ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。

オ 案内誘導広告であること。

カ 信号機から5メートル以上離れていること。

(3) 電柱巻立広告及び電柱塗装広告 次に掲げる基準

ア 地上から1.5メートル以上3.2メートル以下の位置に表示すること。

イ 電柱1本につき電柱巻立広告と電柱塗装広告をあわせて表示しないこと。

ウ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。

エ 案内誘導広告であること。

オ 信号機から5メートル以上離れていること。

(4) 公共的目的を持つ広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物

等 次に掲げる基準

ア 一面の表示面積が5平方メートル以下であること。

イ 地上から上端までの高さが5メートル以下であること。

ウ 信号機から5メートル以上離れていること。

エ ネオン管を使用しないこと。

オ 点滅する照明を使用しないこと。

カ 回転灯を使用しないこと。

キ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。

ク 寄贈者名等を表示する場合は、寄贈者名等を表示する部分の面積が案内図板の面積の5分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下(案内図板の面積が1.25平方メートル未満の場合は、その面積の4分の1以下で、かつ、0.25平方メートル以下)であること。

ケ 広告物等の見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先が明示されていること。

(令元規則6・令4規則57・一部改正)

(許可の申請等)

第8条 条例第5条又は条例第6条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物(表示等・継続表示等・変更等)許可申請書(様式第1号)の正本及び副本に、それぞれ別表第5に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し許可したときは、屋外広告物(表示等・継続表示等・変更等)許可書(様式第2号)に同項の申請書の副本を添えて当該申請をした者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請に対し許可しないときは、その旨を屋外広告物(表示等・継続表示等・変更等)不許可通知書(様式第3号)により、同項の申請書の副本を添えて当該申請をした者に通知するものとする。

(令元規則6・一部改正)

(許可期間)

第9条 条例第9条第2項の規則で定める期間は、別表第1種類の欄に掲げる広告物等について、同表許可期間の欄に定めるとおりとする。

(継続の許可の申請等)

第10条 条例第10条第1項の規定による継続の許可を受けようとする者は、屋外広告物(表示等・継続表示等・変更等)許可申請書(様式第1号)の正本及び副本により、市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該申請書に市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

- 2 条例第10条第2項の規定による点検結果の提出は、屋外広告物自己点検書（様式第6号）により行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請に対し許可したときは、屋外広告物（表示等・継続表示等・変更等）許可書（様式第2号）に同項の申請書の副本を添えて当該申請をした者に交付するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による申請に対し許可しないときは、その旨を屋外広告物（表示等・継続表示等・変更等）不許可通知書（様式第3号）に同項の申請書の副本を添えて当該申請をした者に通知するものとする。

（令元規則6・一部改正）

（変更等の許可の申請等）

第11条 条例第11条第1項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物（表示等・継続表示等・変更等）許可申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ別表第5に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請に対し許可したときは、屋外広告物（表示等・継続表示等・変更等）許可書（様式第2号）に同項の申請書の副本を添えて当該申請をした者に交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請に対し許可しないときは、その旨を屋外広告物（表示等・継続表示等・変更等）不許可通知書（様式第3号）に同項の申請書の副本を添えて当該申請をした者に通知するものとする。

（令元規則6・一部改正）

（軽微な変更等）

第12条 条例第11条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例の規定による許可を受けた既設の広告物等の表示内容、意匠、形状、大きさ、構造又は位置に変更を加えない塗料の塗り替え、補強又は修繕
- (2) 条例の規定による許可を受けた既設の広告物等の一部除却及び当該広告物等

の表示内容の一部削除（第7条第10項第1号サ又は別表第4に定める色彩の基準に適合するものに限る。）

(3) 条例の規定による許可を受けた既設の広告物等の主たる表示内容以外の表示内容の変更（第7条第10項第1号サ又は別表第4に定める色彩の基準に適合するものに限る。）

(4) 自己の管理する店舗等に設置する広告幕を掲出する物件に掲出する自己の営業の内容を表示する広告幕の取替え

(5) 劇場、映画館等の常設の興行場が興行内容を表示する掲出物件に掲出する興行内容を表示する広告物等の取替え

（令元規則6・一部改正）

（特例の許可の申請）

第13条 条例第12条第2項の規定による申請は、屋外広告物表示等特例許可申請書（様式第7号）の正本及び副本に、それぞれ別表第5に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

（令元規則6・一部改正）

（許可証票等）

第14条 条例第13条本文の規定による許可の証票の貼付けは、許可証（様式第9号）により広告物の下部に行うものとする。

2 条例第13条ただし書の規定による押印又は打刻印は、許可印（様式第10号）によるものとし、許可印を押印し、又は打刻することができる広告物は、はり紙、ポスターその他市長が認める広告物とする。

（管理者の要件等）

第15条 条例第15条の規則で定める要件は、次の各号のいずれかとする。

(1) 県条例第23条第1項又は第3項の規定による屋外広告業の登録を受けていること。

(2) 県条例第24条第1項の規定による広告物の表示等に関し必要な知識を習得さ

せることを目的とする講習会の課程を修了していること。

(3) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験に合格していること。

(4) 他の都道府県、指定都市又は中核市の行う講習会の課程を修了していること。

(5) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許（広告美術科に係るものに限る。）を所持し、技能検定（広告美術仕上げに係るものに限る。）に合格し、又は職業訓練（広告美術科に係るものに限る。）を修了していること。

2 条例第15条ただし書の規則で定める広告物等は、別表第1種類の欄に掲げる広告物等のうち同表許可期間の欄に掲げる期間が3月以内であるものとする。

（管理者の届出等）

第16条 条例第16条第1項、第2項又は第4項の規定による届出は、屋外広告物管理者等（設置・変更）届出書（様式第11号）によりするものとする。ただし、第8条第1項の規定により提出する屋外広告物表示等許可申請書の管理者の欄に記載した場合にあっては、条例第16条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

2 条例第16条第3項の規定による届出は、屋外広告物（滅失・除却）届出書（様式第12号）によりするものとする。

（令元規則6・一部改正）

（除却届出）

第17条 条例第17条第2項の規定による届出は、屋外広告物（滅失・除却）届出書（様式第12号）によりするものとする。

（令元規則6・一部改正）

（違反広告物である旨の表示）

第18条 条例第22条の規定による条例に違反する旨の表示は、違反広告物等表示書（様式第15号）を当該広告物等に貼り付けて行うものとする。

(公示の場所)

第19条 条例第24条第1項第1号の規則で定める場所は、つくば市公告式条例(昭和62年つくば市条例第1号)第2条第2項の掲示場(以下「掲示場」という。)とする。

(保管広告物等一覧簿の様式等)

第20条 条例第24条第2項の規則で定める様式は、保管広告物等一覧簿(様式第16号)とする。

2 条例第24条第2項の規則で定める場所は、都市計画部都市計画課とする。

(平27規則26・平29規則29・一部改正)

(保管した広告物等の売却手続)

第21条 条例第26条の規則で定める方法は、つくば市公有財産規則(平成9年つくば市規則第71号)に定める公有財産の売払いの例による。

(受領書の様式)

第22条 条例第28条の規則で定める様式は、受領書(様式第17号)とする。

(屋外広告物立入検査等身分証明書)

第23条 条例第30条第2項の職員の身分を示す証明書は、屋外広告物立入検査等身分証明書(様式第18号)によるものとする。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第26号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第29号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第6号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第45号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第57号）

この規則は、令和4年5月24日から施行する。

別表第1（第3条、第7条、第9条、第15条関係）

（令元規則6・一部改正）

広告物等の種類及び許可期間

種類	許可期間
野立広告（土地に建植する広告物等をいう。）（広告旗、近隣店舗等案内広告及びアドバルーンを除く。）	3年以内
建築物利用広告（建築物の屋上又は壁面を利用して表示し、又は設置する広告物等をいう。）（広告幕、はり紙、広告旗、立看板、はり札、近隣店舗等案内広告、つり下げ広告及びアドバルーンを除く。）	3年以内
広告幕（布その他これに類するもので作製された広告物であって、綱等を使用して建築物又はその他の工作物に表示するものをいう。）（横断幕を除く。）	3年以内
電柱袖付広告（金属その他これに類するもので作製された広告物等であって、電柱又は街灯柱に取り付けて表示し、又は設置するものをいう。）	1年以内
電柱巻立広告（金属その他これに類するもので作製された広告物等であって、電柱又は街灯柱に巻き立てて表示し、又は設置するものをいう。）	1年以内
電柱塗装広告（電柱又は街灯柱に直接ペンキ等を使用して表示する広告物をいう。）	1年以内
はり紙（紙で作製された広告物であって、建築物又はその他の工作	3月以内

物に表示するものをいう。)	
立看板（建築物又はその他の工作物に立て掛けて表示し、又は設置する広告物等をいう。）（土地に建植するものを除く。）	3月以内
広告旗（布その他これに類するもので作製された旗状の広告物等をいう。）	3月以内
はり札（金属その他これに類するもので作製された広告物であつて、建築物又はその他の工作物に表示するものであつて、容易に取り外すことができるものをいう。）	1年以内
アーチ（金属その他これに類するもので作製された広告物等であつて、道路を横断するアーチ状の工作物に表示し、又は設置するものをいう。）	3年以内
近隣店舗等案内広告（自己の店舗等を案内するために表示し、又は設置する広告物等をいう。）	3年以内
つり下げ広告（建築物又はその他の工作物につり下げて表示し、又は設置する広告物等をいう。）	1年以内
アドバルーン（気球を利用して表示し、又は設置する広告物等をいう。）	3月以内
消火栓標識広告（金属その他これに類するもので作製された広告物等であつて、消火栓標識を利用して表示し、又は設置するものをいう。）	1年以内
バス停留所標識広告（金属その他これに類するもので作製された広告物等であつて、バス停留所標識を利用して表示し、又は設置するものをいう。）	1年以内
置広告（地面に直接置き、かつ、容易に移動できる広告物等をいう。）	3年以内
横断幕（道路を横断する広告幕をいう。）	3月以内

車体利用広告（電車、バスその他の車両に表示し、又は設置する広告物等をいう。）	3年以内
--	------

備考 この表に定める広告物等の種類に当てはめることが困難な広告物等については、同表のうち最も類似した種類の広告物等とみなしてこの規則を適用する。

別表第2（第5条関係）

（令元規則6・一部改正）

自家広告物等の合計表示総面積の基準

地域区分	建築物（自己の事業所又は営業所である建築物をいう。）の延べ面積	自家広告物等の合計表示総面積
第1種地域	1,000平方メートル以下	15平方メートル以下
	1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	30平方メートル以下
	3,000平方メートルを超え6,000平方メートル以下	60平方メートル以下
	6,000平方メートル超	90平方メートル以下
第2種地域	1,000平方メートル以下	30平方メートル以下
	1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	45平方メートル以下
	3,000平方メートルを超え6,000平方メートル以下	75平方メートル以下
	6,000平方メートル超	100平方メートル以下
第3種地域		100平方メートル以下
第4種地域		150平方メートル以下
第5種地域		200平方メートル以下

別表第3（第5条関係）

表示総面積の基準

地域区分	表示総面積
第1種地域	15平方メートル以下
第2種地域	15平方メートル以下（近隣商業地域、商業地域又は準工業地域にあつては、20平方メートル以下）

別表第4（第5条、第7条関係）

（令元規則6・一部改正）

許可地域における許可の基準

野立 広 告	<p>1 表示面積が次のとおりであること。</p> <p>第1種地域 15平方メートル以下</p> <p>第2種地域 15平方メートル以下（近隣商業地域、商業地域又は準工業地域にあつては、20平方メートル以下）</p> <p>第3種地域 30平方メートル以下</p> <p>第4種地域 30平方メートル以下</p> <p>第5種地域 30平方メートル以下</p> <p>2 表示総面積が次のとおりであること。</p> <p>第1種地域 15平方メートル以下</p> <p>第2種地域 15平方メートル以下（近隣商業地域、商業地域又は準工業地域にあつては、20平方メートル以下）</p> <p>第3種地域 100平方メートル以下</p> <p>第4種地域 120平方メートル以下</p> <p>第5種地域 120平方メートル以下</p> <p>3 広告物等（自家広告物等を除く。）相互間の距離が次のとおりであること。</p> <p>(1) 道路の沿線 50メートル以上</p>
--------------	---

	<p>(2) 鉄道の沿線 100メートル以上</p> <p>4 自家広告物等以外の広告物等にあつては、見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先を明示すること。</p> <p>5 地上から上端までの高さが次のとおりであること。</p> <p>第1種地域 10メートル以下</p> <p>第2種地域 10メートル以下（商業地域にあつては、15メートル以下）</p> <p>第3種地域 12メートル以下（商業地域にあつては、15メートル以下）</p> <p>第4種地域 12メートル以下</p> <p>第5種地域 12メートル以下（商業地域にあつては、15メートル以下）</p> <p>6 表示面積の4分の1を超えて彩度が10（色相がR、YR又はYである場合は、彩度が12）を超える色彩を使用しないこと。</p>
建築物利用広告	<p>1 各広告物の表示総面積の合計が、建築物の壁面総面積（壁面の鉛直投影面積（地上から高さが31メートルを超える建築物にあつては、31メートルまでの壁面の鉛直投影面積）の合計）の3分の1以下であること。</p> <p>2 1の壁面に対して垂直に見た各広告物の表示面積の合計が、当該方向から見た建築物の壁面面積（壁面の鉛直投影面積（地上からの高さが31メートルを超える建築物にあつては、地上から31メートルまでの壁面の鉛直投影面積））の2分の1以下であること。</p>
屋上利用広告	<p>1 広告物等の高さ（屋上構造物（階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。）の上部に設置する場合は、当該屋上構造物の高さは、建築物の高さを含めず、広告物等の高さを含めるものとする。ただし、屋上構造物の水平投影面積の合計が当該屋上構造物の存する建築面積の8分の1を超え、かつ、当該屋上構造物が当該建築物の屋上の端から突出していないときは、この限りでな</p>

	<p>い。)は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 建築物が木造の場合</p> <p>4メートル以下で、かつ、その建築物の高さの3分の2以下</p> <p>(2) 建築物が木造以外の場合</p> <p>12メートル以下で、かつ、その建築物の高さの3分の2以下</p> <p>2 屋上の端から突出しないこと。</p> <p>3 広告物等の支柱及び骨組みが露出しないように外壁等により遮蔽すること。</p> <p>4 表示面積の4分の1を超えて彩度が10（色相がR、YR又はYである場合は、彩度12）を超える色彩を使用しないこと。</p>
壁面 利用 広告	<p>1 1の壁面につき表示面積の合計（建築物を利用して表示する広告幕とあわせて表示する場合は、建築物を利用して表示する広告幕の表示面積との合計）が50平方メートル以下で、かつ、その壁面の面積の5分の1以下であること。</p> <p>2 壁面の外郭線から突出しないこと。</p> <p>3 窓その他の開口部をふさがないこと。</p> <p>4 表示面積の4分の1を超えて彩度が12を超える色彩を使用しないこと。ただし、広告面板が無く、文字等のみで構成された広告物又は直接表示された広告物を除く。</p>
突出 広告	<p>1 壁面からの出幅が1メートル以下であること。</p> <p>2 道路に突出して設置する場合は、地上から下端までの高さが次のとおりであること。</p> <p>(1) 歩道のある場合 2.5メートル以上</p> <p>(2) 車道及び歩道の区別のない場合 4.5メートル以上</p> <p>3 上端が外壁の上端から突出しないこと。</p>

	<p>4 1の壁面につき2列以下であること。</p> <p>5 厚さが0.5メートル以下であること。</p> <p>6 同じ列に設置する場合は、出幅及び厚さが同じであること。</p>
広告幕	<p>1 建築物を利用して表示する広告幕</p> <p>(1) 1の壁面につき表示面積の合計（壁面利用広告とあわせて表示する場合は、壁面利用広告の表示面積との合計）が50平方メートル以下で、かつ、その壁面の面積の5分の1以下であること。</p> <p>(2) 窓その他の開口部をふさがないこと。</p> <p>(3) 壁面の外郭線から突出しないこと。</p> <p>2 建築物以外の物件を利用して表示する広告幕</p> <p>(1) 長さが10メートル以下で、幅が1メートル以下であること。</p> <p>(2) 1物件につき3枚以下であること。</p> <p>(3) 地上から上端までの高さが15メートル以下であること。</p> <p>(4) 自家広告物であること。</p> <p>(5) 野立広告とあわせて表示する場合は、野立広告の表示面積と合計した表示面積が30平方メートル以下で、かつ、野立広告の表示総面積と合計した表示総面積が120平方メートル以下であること。</p>
はり紙 又は立 看板	表示面積が1平方メートル以下であること。
広告旗	表示面積が2平方メートル以下であること。
はり札	表示面積が0.3平方メートル以下であること。
アーチ	<p>1 表示面積が30平方メートル以下であること。</p> <p>2 表示総面積が60平方メートル以下であること。</p> <p>3 地上から脚柱以外の部分（広告物を含む。）の下端までの高さが4.5</p>

	<p>メートル以上であること。</p> <p>4 地上から上端（広告物の上端を含む。）までの高さが10メートル以下であること。</p>
つり下げ広告	<p>1 表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>2 地上から下端までの高さが次のとおりであること。</p> <p>(1) 歩道のある場合 2.5メートル以上</p> <p>(2) 車道及び歩道の区別のない場合 4.5メートル以上</p>
アドバルーン	<p>1 気球の直径が3メートル以下であること。</p> <p>2 掲揚綱の長さが45メートル以下であること。</p>
消火栓標識広告	<p>1 縦が0.4メートル以下で、横が0.8メートル以下であること。</p> <p>2 標識板の下部の突出方向が標識板と同一方向であること。</p> <p>3 案内誘導広告であること。</p>
バス停留所標識広告	<p>1 表示面積が停留所表示板の表示面の3分の1以下であること。</p> <p>2 案内誘導広告であること。</p>
置広告	<p>1 自家広告物であること。</p> <p>2 表示面積の4分の1を超えて彩度が10（色相がR、YR又はYである場合は、彩度が12）を超える色彩を使用しないこと。</p>
横断幕	<p>地上から下端までの高さが次のとおりであること。</p> <p>1 歩道の場合 2.5メートル以上</p> <p>2 車道の場合 4.5メートル以上</p>

備考

- 球体、円柱体その他これらに類する形の広告物等に係る表示面積については、この表中「表示面積」とあるのは、「一方向から見た場合においてそのものの外郭線内を一面とみなしたものの最大面積」と読み替えるものとする。
- 屋根に直接描写し、若しくは広告物等の裏面全部を屋根に密着させる広告

物等又は塀等を利用する広告物等についての基準は、建築物利用広告の壁面利用広告を適用するものとする。

別表第5（第8条、第11条、第13条関係）

（令元規則6・追加）

添付書類	
種類	明示すべき事項
位置図	広告物の表示等又は変更等をする場所及びその近隣の状況
配置図	(1) 敷地の形状及び接する道路の位置 (2) 建築物の位置及び延べ面積 (3) 広告物等（既に表示し、又は設置しているほかの広告物等を含む。）の位置 (4) 地域区分が2以上にわたる場合は、その境界線
立面図（建築物利用広告物又は建築物を利用して表示する広告幕がある場合に限る。）	(1) 建築物の壁面の寸法及び面積並びに開口部の位置 (2) 広告物等（壁面又は屋上に既に表示し、又は設置しているほかの広告物等を含む。）の位置 (3) 壁面利用広告又は建築物を利用して表示する広告幕がある場合は、1の壁面につき、表示面積の合計（※1）が50平方メートル以下で、かつ、その壁面の5分の1以下であるかの計算式
意匠図（※2）	(1) 広告物等の寸法、表示面積、表示内容及び色彩 (2) 広告物等（壁面利用広告で広告面板が無く、文字等のみで構成されたもの又は直接表示されたものを除く。）にこの規則に定める彩度を超える色彩を使用する場合は、表示面積の4分の1以内であるかの計算式
構造図（※2）	広告物等の形状、寸法、材料、構造及び設置方法

カラー現況写真	広告物の表示等又は変更等をしようとする場所を確認できる カラー写真（申請の日前1月以内に撮影したものに限り。） 及びその撮影日
その他市長が必要と 認める書類	許可に際し参考となるべき事項

※1 壁面利用広告と建築物を利用して表示する広告幕をあわせて表示する場合は、壁面利用広告と建築物を利用して表示する広告幕の表示面積の合計となります。

※2 変更等の許可の申請の場合は、変更前及び変更後の意匠図及び構造図を添えてください。

様式第1号（第8条、第10条、第11条）

屋外広告物（表示等・継続表示等・変更等）許可申請書

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 住所〒（ — ）

氏名

（法人にあつては、その事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

つくば市屋外広告物条例の規定による許可を受けたいので、申請します。

1 表示（設置）場所	つくば市		
2 用途地域	第一種低層 第二種低層 第一種中高層 第二種中高層 第一種住居 第二種住居 準住居 近隣商業 商業 準工業 工業 工業専用 市街化調整区域		
3 地域区分	第1種	第2種	第3種 第4種 第5種
4 表示（設置）期間	年 月 日から		年 月 日まで
5 現許可（※1）	年 月 日		第 号
	年 月 日から		年 月 日まで
6 工事施工者（※2）	住所 氏名 電話番号（ ） —		
	屋外広告業の登録	年 月 日 第 号	
7 管理者	住所 氏名 電話番号（ ） —		
	資 格 要 件	規則第15条第1項第 号 年 月 日 第 号	
8 申請に係る広告物等の概要	種類	数量	表示総面積の合計
	野立広告 建築物利用広告 広告幕 近隣店舗等案内広告 置広告 その他（ ）		ア m ²
9 既設の広告物等の表示総面積の合計	イ m ²	10 合計表示総面積	ア+イ m ²
11 他の許可等が必要な広告物等の有無	建築基準法による工作物確認		有・無
	道路法による占用許可		有・無
	その他法令等による許可等 法令名（ ）		有・無
注1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。		台帳番号	※3

- ※1の欄は、表示等許可申請の場合は、記入しないでください。
- ※2の欄は、継続表示等許可申請の場合は、記入しないでください。
- ※3の欄は、記入しないでください。

合計表示総面積（ア+イ）の内訳

番号 注1	種類 注2	申請 注3	面積					光源 点滅 の有無	地上から 上端まで の高さ (m)
			A	B	C (A×B)	D	E (C×D)		
			縦 (m)	横 (m)	表示 面積 (㎡)	面数	表示 総面積 (㎡)		
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	

注1 番号は、図面と共通としてください。

2 広告物等の種類を次から選択し、その番号を記入してください。

- ①野立広告 ②建築物利用広告 ③広告幕 ④電柱袖付広告
- ⑤電柱巻立広告 ⑥電柱塗装広告 ⑦はり紙 ⑧立看板
- ⑨広告旗 ⑩はり札 ⑪アーチ ⑫近隣店舗等案内広告
- ⑬つり下げ広告 ⑭アドバルーン ⑮消火栓標識広告 ⑯バス停留所標識広告
- ⑰置広告 ⑱横断幕 ⑲車体利用広告

3 今回の申請に係る広告物等に○を記入してください。

様式第2号（第8条、第10条、第11条関係）

屋外広告物（表示等・継続表示等・変更等）許可書

第 号

（相手方の住所等）

（相手方の氏名又は法人名）

年 月 日付けで申請のあった広告物等については、次のとおり（（継続して）表示し、又は設置・変更等）することを許可します。

年 月 日

つくば市長

印

表示（設置）場所	つくば市		
表示（設置）期間	年 月 日から 年 月 日まで		
工事施工者	住所 氏名		
	屋外広告業の登録	年 月 日 第 号	
管理者	住所 氏名		
	資格要件	規則第15条第1項第 号 年 月 日 第 号	
許可に係る広告物等の概要	種類	数量	表示総面積の合計
			m ²
既設の広告物等の表示総面積の合計	m ²	合計表示総面積	m ²
許可の条件			
(教示)	台帳番号		

様式第3号（第8条、第10条、第11条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市長

㊟

屋外広告物（表示等・継続表示等・変更等）不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった広告物等については、次の理由により
（（継続して）表示し、又は設置・変更等）することを許可しないので、通知します。

表示（設置）場所	つくば市		
申請に係る広告物等の概要	種類	数量	表示総面積の合計
			m ²
理由			

（教示）

（第一面）
屋外広告物自己点検書

つくば市屋外広告物条例第10条第2項の規定により、提出します。

点検年月日		年 月 日		
点検箇所	点 検 項 目	異常		改 善 の 概 要
上部基礎部 構造・	1 上部構造全体の傾斜及びぐらつき	無	有	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱ぐらつき	無	有	
	3 鉄骨のさび発生及び塗装の老朽化	無	有	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形及び隙間	無	有	
	2 鉄骨接合部（ボルト・ナット・ビス）のゆるみ及び欠落	無	有	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食及び変形	無	有	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	無	有	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	無	有	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形及びビス等の欠落	無	有	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損	無	有	
	3 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり	無	有	
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光	無	有	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水	無	有	
	3 周辺機器の劣化及び破損	無	有	
その他	1 附属部材（※）の腐食及び破損	無	有	
	2 避雷針の腐食及び損傷	無	有	
	3 その他点検した事項（ ）	無	有	

※装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品

上記の点検結果に相違ありません。また、補修その他必要な管理を怠らないようにし、広告物等を良好な状態に保持します。				
管理者	住所			
	氏名			
	電話番号（ ）	—		
	資格要件	規則第15条第1項第 号	年 月 日第 号	

- 注1 資格要件を証する書類の写しを添付してください。
- 2 広告物等の種類により該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引いてください。
- 3 「異常」欄が「無」の場合は、第四面は不要です。

(第二面)

写真貼付用紙 (全景写真)

表示 (設置) 場所の全景カラー写真 (撮影日: 年 月 日)

注1 申請の日前1月以内に撮影した、表示 (設置) 場所の全景 (建築物利用広告の場合は、表示されている各壁面の全景) が確認できる複数のカラー写真を貼り付けてください。枠に収まらない場合には、任意の様式にまとめてください。

2 第三面の個別写真の広告物等と対応する広告物等がわかるように、写真に番号を明示してください。

(第三面)

写真貼付用紙 (個別写真)

番号	設置年月日	年	月	日	／ 不明 (年以前)
申請に係る広告物等のカラー現況写真 (撮影日： 年 月 日)						

番号	設置年月日	年	月	日	／ 不明 (年以前)
申請に係る広告物等のカラー現況写真 (撮影日： 年 月 日)						

注1 設置年月日及び構造を同じくする広告物等が近接して表示 (設置) されている場合には、一つの欄にまとめることができます。

2 申請の日前1月以内に撮影した、広告物等の状態 (複数の面を有する場合には各面の状態) が確認できるカラー写真を貼り付けてください。枠に収まらない場合には、任意の様式にまとめてください。

(第四面)

補修等

番号	
異常箇所のカラー写真 (拡大)	
補修等を行った後のカラー写真 (拡大)	
補修等に関するコメント	

様式第7号（第13条関係）

屋外広告物表示等特例許可申請書

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 住所〒（ ）

氏名

（法人にあつては、その事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ）

つくば市屋外広告物条例第12条第1項の規定による許可を受けたいので、申請します。

1 表示（設置）場所	つくば市		
2 用途地域	第一種低層 第二種低層 第一種中高層 第二種中高層 第一種住居 第二種住居 準住居 近隣商業 商業 準工業 工業 工業専用 市街化調整区域		
3 地域区分	第1種	第2種	第3種 第4種 第5種
4 表示（設置）期間	年 月 日から		年 月 日まで
5 現許可（※1）	年 月 日		第 号
	年 月 日から		年 月 日まで
6 工事施工者	住所 氏名 電話番号（ ）		
	屋外広告業の登録	年 月 日 第 号	
7 管理者	住所 氏名 電話番号（ ）		
	資 格 要 件	規則第15条第1項第 号 年 月 日 第 号	
8 申請に係る広告物等の概要	種類	数量	表示総面積の合計
	野立広告 建築物利用広告 広告幕 その他（ ）		ア m ²
9 既設の広告物等の表示総面積の合計	イ m ²	10 合計表示総面積	ア+イ m ²
11 他の許可等が必要な広告物等の有無	建築基準法による工作物確認		有・無
	道路法による占用許可		有・無
	その他法令等による許可等 法令名（ ）		有・無
注1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。			台帳番号 ※2

- ※1の欄は、表示等許可申請の場合は、記入しないでください。
- ※2の欄は、記入しないでください。

様式第9号（第14条関係）

許可証

屋外広告物許可 指令第 号	1.5cm	→ 許可番号を記載する。
許可 年 月 日 期限	1.0cm	→ 許可期間満了日を記載する。
つくば市	1.5cm	

様式第10号（第14条関係）

許可印

屋外広告物許可 指令第 号	2.0cm	→ 許可番号を記載する。
許可 年 月 日 期限	1.0cm	→ 許可期間満了日を記載する。
つくば市	1.0cm	

様式第11号（第16条関係）

屋外広告物管理者等（設置・変更）届出書

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 住所〒（ — ）

氏名

（法人にあつては、その事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

つくば市屋外広告物条例の規定により届け出ます。

1 表示（設置）場所	つくば市	
2 現許可	年 月 日 第 号	
	年 月 日から 年 月 日まで	
3 （変更後の） 管理者	住所 氏名 電話番号（ ） —	
	資 格 要 件	規則第15条第1項第 号 年 月 日 第 号
4 変更前の管理者	住所 氏名 電話番号（ ） —	
	資 格 要 件	規則第15条第1項第 号 年 月 日 第 号
5 変更後の表示 （設置）者	住所 氏名 電話番号（ ） —	
6 変更前の表示 （設置）者	住所 氏名 電話番号（ ） —	
備考		

注1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。

台帳番号 ※

2 広告物等を管理する者を置いたときは、1、2及び3の欄のみ記入してください。

3 ※の欄は、記入しないでください。

様式第12号（第16条、第17条関係）

屋外広告物（滅失・除却）届出書

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 住所〒（ — ）

氏名

（法人にあつては、その事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

つくば市屋外広告物条例の規定により届け出ます。

表示（設置）場所	つくば市		
現 許 可	年 月 日		第 号
	年 月 日から		年 月 日まで
届出に係る広告物等の概要	種類	数量	滅失又は除却した年月日
	野立広告 建築物利用広告 広告幕 近隣店舗等案内広告 置広告 その他（ ）		年 月 日
備考			

注1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。

台帳番号 ※

2 滅失又は除却の前と後の広告物等の状況が比較して確認できるカラー写真をそれぞれ添付してください。

3 ※の欄は、記入しないでください。

様式第15号（第18条関係）

違反広告物等表示書

<p>これは</p> <p>違反広告物です</p> <p>つくば市</p> <p>年 月 日</p> <p>この（広告物・掲出物件）は、つくば市屋外広告物 条例（平成二十四年つくば市条例第三十号）に違反し ています。</p> <p>この表示書を破損した者は、刑法（昭和四十年法律 第四十五号）により罰せられることがあります。</p> <p>連絡先</p>

備考 枠内は、赤色とする。

様式第18号（第23条関係）

（表）

（裏）

<p>第 号</p> <p>屋外広告物立入検査等身分証明書</p> <p>写 (勤務課所)</p> <p>真 (職・氏名)</p> <p>つくば市屋外広告物条例（平成24年つくば市条例第30号）第30条第1項の規定に基づき、広告物等の存する土地又は建物に立ち入り、広告物等の検査等を行う者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>つくば市長</p>	<p>つくば市屋外広告物条例（抄）</p> <p>（屋外広告物の表示等をする者等に対する立入検査等）</p> <p>第30条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、広告物の表示等をする者又は広告物等を管理する者から、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして当該広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、当該広告物等を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査等の権限は、この条例の施行に必要な限度において行使するものとする。</p> <p>4 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
---	---

備考

大きさは、縦9センチメートル、横5.5センチメートルとする。